

公示送達等の電子化のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令案に関する  
意見募集の結果について

令和8年5月21日  
国土交通省  
不動産・建設経済局総務課  
土地収用管理室

国土交通省では、令和8年3月30日から令和8年4月28日まで、公示送達等の電子化のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、4件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ とりまとめの都合上、内容を適宜要約させていただいております。

## 御意見の概要及び国土交通省の考え方

	御意見の概要	国土交通省の考え方
1	<p>本省令案は、公示送達等の方法としてウェブサイト閲覧を可能にすることで、行政手続のデジタル化および効率化を図るものであり、その方向性は極めて妥当であると考えます。従来の書面掲示中心の運用から脱却し、迅速性・保存性・検索性を向上させる点は高く評価できます。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。本省令案への賛同意見として承ります。</p>
2	<p>デジタル・デバイドに配慮した「周知の実効性」の確保</p> <p>本省令案ではウェブサイト上での閲覧を可能とする方法が示されていますが、インターネット利用に制約のある高齢者等の存在を看過できません。公示送達は権利義務に直接影響を及ぼす重要な手続であるため、ウェブ掲載に限定せず、必要に応じて従来の掲示や窓口案内、郵送等の補完的な周知手段を併用する旨を指針等で明確化すべきです。</p>	<p>公示送達等の電子化のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令（令和8年政令第149号）において、公示事項を「国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く」措置を新たに追加したことに伴い、本省令案において、「国土交通省令で定める方法」がインターネット上に公表する方法であることを定めております。なお、上記政令においては、公示送達等の要件として、上記措置の追加にかかわらず、公報への掲載及び掲示場での掲示を引き続き必要としているため、インターネット利用に制約のある高齢者等に対しても配慮した内容となっております。</p>
3	<p>閲覧環境の「信頼性および継続性」の確保</p> <p>ウェブサイトによる公示は、掲載期間中の継続的な閲覧可能性が前提となりますが、サイト障害や改ざん、掲載期間の不明確化といったリスクが想定されます。掲載期間の明示、アクセスログの保存、タイムスタンプの付与など、掲載の事実を客観的に確認・証明できる措置について、運用上のガイドラインを整理することが適切と考えます。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

4	<p>小規模施行者等に対する「柔軟な代替手段」の明確化</p> <p>改正案において、施行地区の面積が0.4ヘクタール未満である場合やウェブサイトを有していない場合の例外規定が設けられた点は、実務に即した配慮として評価いたします。一方で、サイトを保有していても十分な運用体制を確保できない施行者（マンション管理組合等）の存在も想定されます。こうした主体に対し、自治体のプラットフォーム活用などの代替手段を任意で選択できる余地や、運用支援策を提示することを検討願います。</p>	<p>ご指摘の点については、書類の送付に代わる公告を行う施行者等のニーズに応じて適切に対応してまいります。</p>
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------